（総務省大臣官房審議官）総務事務官　細田　隆
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
名古屋税関長を命ずる
（大臣官房審議官）財務事務官　原　雅彦
大阪税関長を命ずる
（理財局長）同　川北　力
国税庁長官を命ずる
（大臣官房企画官）同　佐藤　宣之
（関東財務局金融商品取引所監理官）同　岳野万里夫
金融庁に出向させる（各通）
（預金保険機構総務部長）　濵田　敏彰
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
総務省に出向させる
（大臣官房参事官）財務事務官　姫野　勉
外務省に出向させる
（大臣官房企画官）同　山田　英樹
厚生労働省に出向させる
（関東財務局長）同　厚木　進
経済産業省に出向させる
（大阪税関長）同　青木　一郎
大臣官房付を命ずる
国土交通省に出向させる
（大臣官房審議官）同　青木　直幸
（同）同　田中　一穂
（理財局次長）同　道盛大志郎
国税庁に出向させる（各通）
（預金保険機構監査室長）　長友　哲次
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
国税庁に出向させる
財務事務次官　丹呉　泰健
（大臣官房参事官）財務事務官　寺内　肇
（関税局長）同　大藤　俊行
（横浜税関長）同　丸山　純一
国税庁長官　加藤　治彦
願により本官を免ずる（各通）
（国税庁次長）財務事務官　岡本　佳郎
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる
（独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター審議役）堀本　修
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（以上七月三十日）
（関税局長付）財務事務官　田中　秀明
財務総合政策研究所研修部長を命ずる
（大臣官房地方課業務調整室長兼財務総合政策研究所研修部長）同　曽根　英実
財務総合政策研究所研修部長兼務を免ずる（以上八月一日）

海上保安庁

（宮城海上保安部長）海上保安官　山川　孝之
総務部付に転任させる
仙台塩釜港長を免ずる
（第四管区海上保安本部次長）同　青山　英樹
宮城海上保安部長に転任させる
仙台塩釜港長を命ずる
（第五管区海上保安本部交通部長）同　末廣　孝夫
第四管区海上保安本部次長に配置換する
一等海上保安監を命ずる
（徳島海上保安部長）同　鏡　信春
第五管区海上保安本部交通部長に転任させる
徳島小松島港長を免ずる
（警備救難部国際刑事課海賊対策室長）同　下野　浩司
徳島海上保安部長に転任させる
徳島小松島港長を命ずる
（第六管区海上保安本部警備救難部長）同　大根　潔
警備救難部国際刑事課海賊対策室長に転任させる
（中城海上保安部長）同　岩本　一夫
第六管区海上保安本部警備救難部長に転任させる
金武中城港長を免ずる
（第四管区海上保安本部総務部長）同　廣嶋　彰
中城海上保安部長に転任させる
金武中城港長を命ずる
（海上保安学校教官）同　福谷　幸資
第四管区海上保安本部総務部長に転任させる（以上八月一日）

官庁報告

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十二年七月二十三日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十二年八月六日

国土交通大臣　前原　誠司

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
兵庫県	阪神間都市計画事業新住宅市街地開発事業北摂地区新住宅市街地開発事業（西地区・1―4工区、1―5工区、1―8―C工区、1―8―D）工区の土地所在図及び調査簿

公　告

諸　事　項

公示送達

群馬県太田市東本町22番地2号　太田プラザマンション904号
フジハラ　マリア　マルキエス　デ　アルメイダ

上記の者に送達すべき平成21年群基審第15号に関する決定書の謄本は、群馬県前橋市大渡町1丁目10番地7号群馬県公社総合ビル8階群馬労働局内群馬労働者災害補償保険審査官星野兆平が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第2項及び第3項の規定により公示する。

平成22年8月6日

群馬労働者災害補償保険審査官　星野　兆平

（備考）決定の主文及び年月日

1　決定主文　「本件審査請求を棄却する。」
2　決定年月日　平成22年3月30日

公示送達

群馬県太田市東本町22番地2号　太田プラザマンション904号
フジハラ　マリア　マルキエス　デ　アルメイダ

上記の者に送達すべき平成21年群基審第15号に関する決定書の謄本は、群馬県前橋市大渡町1丁目10番地7号群馬県公社総合ビル8階群馬労働局内群馬労働者災害補償保険審査官星野兆平が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第2項及び第3項の規定により公示する。

平成22年8月6日

群馬労働者災害補償保険審査官　星野　兆平

（備考）決定の主文及び年月日

1　決定主文　「本件審査請求を棄却する。」
2　決定年月日　平成22年3月30日

公　示　送　達

送達を受けるべき者

住所	氏名	事件の表示	送達する書類名
東京都中央区新川2―25―13―404	有限会社ビーズネットドットコム	特願2000―124251	拒絶理由通知書
福岡県福岡市博多区月隈1丁目21―10	有限会社マエダ商事	特願2000―337411	手続却下の処分